

## 一般・特殊・行政指導による健康診断について

一般定期健康診断について、事業者は労働安全衛生法により労働者に対し1年以内ごとに1回、深夜業務等の特殊業務に従事する労働者に対しては6カ月以内ごとに1回、定期的に健康診断を行うこととされています。

また、有機溶剤・鉛・特定化学物質等の有害業務についても同様に労働安全衛生法により特殊健康診断を6ヶ月以内ごとに1回、粉じん作業についてはじん肺法により管理区分に応じた期間以内ごとに1回、じん肺健康診断を行うこととされています。

なお、歯科健診につきましても対応可能です。お問合せ下さい。

### (1) 健診項目

#### ● 35歳未満及び36歳から39歳まで (定健A)

1) 既往歴及び業務歴の調査 2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3) 身長・体重・視力・聴力の検査 4) 胸部X線検査 5) 血圧の測定 6) 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 7) 医師の診察

#### ● 35歳及び40歳以上 (定健B)

1) 既往歴及び業務歴の調査 2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3) 身長・体重・視力・聴力の検査 4) 腹囲測定 5) 胸部X線検査 6) 血圧の測定 7) 尿検査(尿中の糖及び蛋白の検査) 8) 貧血検査(白血球数・赤血球数・ヘモグロビン) 9) 肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP) 10) 血中脂質検査(LDL コレステロール・中性脂肪・HDL コレステロール) 11) 血糖検査 12) 心電図検査 13) 医師の診察

#### ● 特 殊(じん肺を含む)及び行政指導

#### ● 歯科健診(別途ご相談下さい)

### (2) 健診料金

(健診結果と一緒に請求書を同封いたしますので、到着次第早急に振込みをお願いいたします。)

● 定健 A(35歳未満及び36歳から39歳まで) 1名につき2,000円(消費税は別)

● 定健 B(35歳及び40歳以上) 1名につき6,000円( 〃 )

● 特 殊(業務により別途料金となります)

● 歯 科(お問合せ下さい)

(3) 個人票 健診実施日の2週間位前に健診機関より受診票が届きますので、必要箇所にご記入の上当日ご持参下さい。

(4) 申込先 申込書にご記入の上、FAX0288-21-4047 日光労働基準協会宛て FAXにてお申込み下さい。(日光市今市306-2 tel0288-21-2047)

(5) 実施時期 春季2月～3月頃 秋季8月～9月頃 その他はお問合わせ下さい

(6) 健診機関 集合健診 医療法人北斗会 宇都宮東病院 健康推進事業部

TEL028-683-3050 FAX 028-683-3054

出張健診 医療法人 宇都宮健康クリニック

TEL028-666-2201 FAX 028-666-2202